

ホテル・社会福祉施設などの関係者の皆様へ

一部をホテル・社会福祉施設などで利用している建物に適用される消防法令が変わります。

消防用設備等の設置

カーテンなどの
防災物品の
使用

建物全体・
各テナントの
防火管理



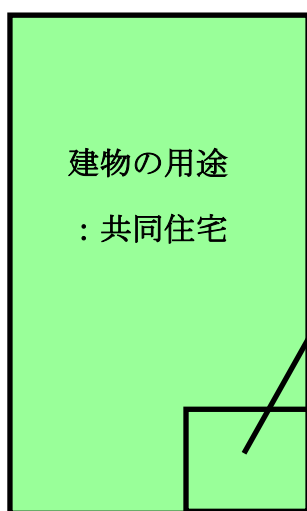
東京消防庁

近年、比較的小規模な社会福祉施設での火災により、大きな被害が発生しています。そのため消防法令が改正され、ホテル・旅館・宿泊を伴う社会福祉施設には、面積にかかわらず消防用設備の設置が義務づけられています。

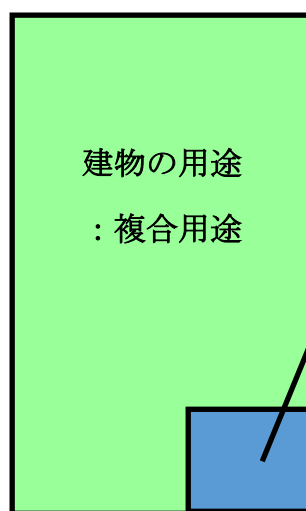
建物の一部をホテル・旅館、入所・宿泊を伴う社会福祉施設として使用している場合にも、その部分に消防用設備等を設置することが必要になりました。これに伴い、建物全体の防火管理者の選任義務や点検報告の回数などがこれまでと変更になる場合があります。

変更のイメージ

これまで



これから



小規模なグループホーム
消防法上の扱
いは共同住宅
と同じ

小規模なグループホーム
でも消防法上
グループホーム（(6)項ハ）
とします

※小規模とは、グループホーム部分の面積が建物の延べ面積の10%以下、かつ、
300㎡未満の場合をいいます。

消防法上の用途を確認しましょう。

あなたが使用している部分の消防法上の用途は

ホテル・旅館など宿泊施設 ⇒ (5)項イ

入所・宿泊を伴う社会福祉施設 ⇒ (6)項ハ

入所・宿泊をしない小規模な社会福祉施設 ⇒

あなたが使用している部分のある建物全体の消防法上の用途は

(16)項イ

新たに必要となる防火管理等があるか確認しましょう。

防火管理者・消防計画

建物全体の収容人員が30人以上の場合、建物とテナントごとに選任し、消防計画を作成することが必要です。

防火管理者選任・消防計画作成義務 あり ・ なし

統括防火管理者・全体の消防計画

建物が3階建て以上で、全体の収容人員が30人以上の場合、選任し、全体の消防計画を届出ることが必要です。

統括防火管理者選任・全体の消防計画作成義務 あり ・ なし

防災性能を有する防災物品（カーテン、じゅうたんなど）

(5)項イ、(6)項ハとして使用する部分に必要です。

防災物品の使用義務 あり ・ なし

防火対象物の点検報告

防火対象物の点検を実施し、その結果を消防署長に報告することが必要です。

防火対象物の点検報告 1年に1回 ・ 必要なし

消防用設備等の点検報告

建物に設置されている消防用設備等の点検結果を消防署長に報告することが必要です。



消防用設備等の点検報告 1年に1回 ・ 3年に1回

新たに必要となる消防用設備等があるか確認しましょう。

すでに設置されている場合、新たに設置する必要はありません。

消火器具

(5) 項 イ、(6) 項 ハ
を含む建物全体



延べ面積 150 m²
以上で設置

※建物全体に設置が必要です。



消火器具の設置義務 あり ・ なし

自動火災報知設備

(5) 項 イ
(6) 項 ハ（入居、宿泊を伴うものに限る。）



すべて

(5) 項 イ、(6) 項 ハを含む建物で 2 階以上
に共同住宅・宿泊施設（(5) 項）がある
木造の建物



延べ面積 300 m²
以上で設置

自動火災報知設備の設置義務 あり ・ なし

避難器具（救助袋）



誘導灯

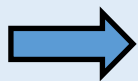


自動火災報知設備



非常警報設備（非常ベルなど）

(5)項イ

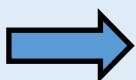


収容人員 20 人以上で設置

非常警報設備の設置義務 あり ・ なし

避難器具

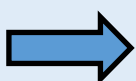
(5)項イ



2 階以上の階又は地階で、収容人員が 30 人以上で設置

※下階に飲食店や物品販売店舗などがある場合 10 人以上

(6)項ハ



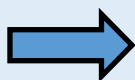
2 階以上の階又は地階で、収容人員が 20 人以上で設置

※下階に飲食店や物品販売店舗などがある場合 10 人以上

避難器具の設置義務 あり ・ なし

誘導灯

小規模な(5)項イ、
(6)項ハを含む建物



地階・無窓階・11 階以上の
の部分に設置

誘導灯の設置義務 あり ・ なし

※これらのほかに、消防用設備等が必要となる場合があります。

詳しくは、職員にお尋ねください。

期限について

消火器具	平成28年3月31日までに設置してください。
消火器具以外の消防用設備等	平成30年3月31日までに設置してください。
防火管理者・消防計画	平成28年3月31日までに防火管理者を選任し、消防計画を作成して届出てください。
統括防火管理者・全体の消防計画	平成28年3月31日までに統括防火管理者を選任し、全体の消防計画を届出てください。
防災物品	平成28年3月31日までにカーテン、じゅうたん等は、防災物品にしてください。

パンフレットの内容について説明を受け、理解しました。

日付 平成 年 月 日

事業所

名前

お問い合わせ先